

指定確認検査機関  
I-PEC 発 アイペックノホン!!

2018

《随時募集》  
I-PEC で働きたい方

建築士のための  
実務に役立つ

【法令集】

KYOTO  
×  
KENCHIKU  
×  
I-PEC

なんと

無<sup>料</sup>で!!  
✓

お客様に配布します!!

軽くてコンパクト!!

→詳細はホームページ

アイペックノホン

- 平成 30 年 4 月 1 日施行の法改正に対応した最新版
- 『防火避難規定の解説』『基準総則・集団規定の適用事例』など実務に  
欠かせない参考図書の関連ページを掲載
- 試験会場へ持っていきたい…驚くほど充実のクオリティー  
(※実際に持ち込みは認められていません、ご了承ください)



「もっと早く欲しかった！」建築業界歴 33 年 S さんより  
設計実務で最も使える“ホン”待望の第 2 弾

アイペックノホン

# アイペックノホン 配布告知

## 第2章 アイペックノホン〔法令集〕

平成30年4月吉日 配布

アイペックノホンの配布をここに告知する。

（趣旨）

第1条 指定確認検査機関 株式会社 I-PEC 編集によるアイペックノホン（法令集）は、アイペックノホン（条例集）の目的を準用する。

第2条 建築基準法の中から設計・審査に必要な法令・政令・告示のみを抜粋した法令集とし、平成30年4月施行の法改正に対応させたものとする。

第3条 条文の右横に各取扱い集の該当頁を記載し、便利で見やすいものとする。なお、次頁においてアイペックノホン（法令集）本文の見本を示す。

第4条 独自作成の表や注釈を加え、難解な項目も分かりやすいものとする。

第5条 軽くてコンパクトな持ち歩き可能なA5版とする。

第6条 原則、配布場所は株式会社 I-PEC とし、配布対象はお客様となる設計者とする。但し、数に限りがあるものとする。

別表第1

| アイペックノホン（条例集）                                                                      | アイペックノホン（法令集）                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 143 頁 / 平成 28 年 10 月発行                                                             | 250 頁 / 平成 30 年 4 月発行                                                              |
|  |  |
| 建築基準法施行条例を収録                                                                       | 建築基準法令を収録                                                                          |

附則 アイペックノホン（法令集）は、平成30年4月中旬から配布する。

備考 アイペックノホン（条例集）は、1箇月で500部の配布を終了した。

第2刷・改訂版に向けて準備中

〔編集・発行〕 指定確認検査機関 株式会社 I-PEC

〒604-8187

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町 436 番地の 2 SHICATA DIX BLDG 7F

TEL : 075-254-8250 / FAX : 075-231-7220

《参考図書》

近畿建築行政会議 建築基準法共通取扱い集／  
建築物の防火避難規定の解説 2016／建築基準法の  
の基準と設計・集団規定の適用事例 2017 年版／建築  
設備設計・施工上の運用指針 2013／京都市建築法  
令実務ハンドブック

建築基準法

アイペックノホン  
（法令集）見本

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの土家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある建築物の部分であつて、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。

参考図書の  
関連頁を掲載

用語の定義=令  
1条=223

【集団】  
⇒1-1(1)建築物  
の定義

【設備】  
⇒1 給排水設備

【近畿】  
⇒26 小規模な鋼  
製の置型倉庫（物  
置）

⇒32 プラットホーム上  
に設ける旅客の  
ための待合室

⇒33 プラットホーム上  
に設ける小規模  
な売店

【集団】  
⇒1-1(2)特殊建  
築物

昇降機=令5章  
の4.2節=354

【防避】  
⇒1 居室

【集団】  
⇒1-1(3)居室

【近畿】  
⇒27 住宅等に  
おける納戸等

【防避】  
⇒2 延焼のおそ  
れのある部分  
⇒7 防火設備と  
みなすので壁・  
塀等

【集団】  
⇒1-1(4)延焼の  
おそれのある部  
分

【近畿】  
⇒29 延焼のおそ  
れのある部分の  
自動車庫等部  
分の開放部

⇒30 里道・水路  
等の空地

括弧書きをグレーで表示  
⇒本文を読みやすく